子ども医療費助成事業

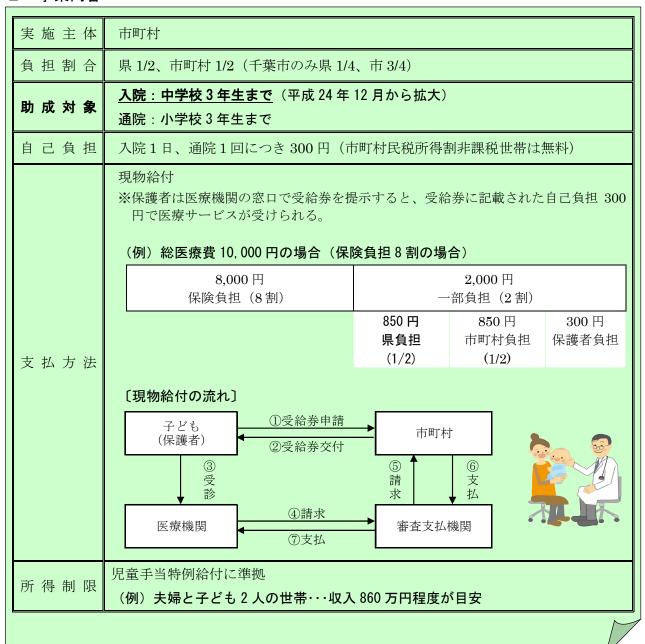
予算額 5,929,000千円 (② 5,600,000千円)

1 事業の目的・概要

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的な負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費を助成します。

なお、平成24年12月から保健対策上の必要性が高く、保護者の経済的負担の大きい入院医療費の 助成対象を、小学校3年生までから中学校3年生までに拡大します。

2 事業内容



担当課・問い合わせ先 健康福祉部児童家庭課 043-223-2331

保育所の整備促進

予算額 4,439,000千円 (② 3,838,000千円)

1 事業の目的・概要

待機児童の早期解消を図るため、国の交付金により造成した基金を活用して、民間保育所の施設整備費等(賃貸を含む)に対し助成します。また、その助成に県が独自の加算措置を行い、緊急的に整備を促進します。

(平成21年度~24年度で実施) [24年度:54か所(定員増加見込数2,517人)]

2 事業内容

(1) 保育所緊急整備事業(安心こども基金) 3.196,000千円(② 2.566,000千円)

補助対象者 市町村

補助対象事業 民間保育所の創設・増改築、大規模修繕等

補 助 率 県 (国基金) 1/2、市町村 1/4 等 対 象 数 34か所 (定員増加見込数 1,906 人)



(2) 賃貸物件による保育所整備事業(安心こども基金) 243,000千円(② 272,000千円)

補助対象者 市町村

補助対象事業賃貸物件により、新たに民間保育所等を設置する場合の』

賃借料及び改修費等

補 助 率 県(国基金) 1/2、市町村 1/4 等

対 象 数 20か所(定員増加見込数611人)

•

(3) 保育所整備促進事業(県加算) 1,000,000千円(◎ 1,000,000千円)

補助対象者 社会福祉法人 等

補助対象事業 (1)の基金事業で実施する保育所の創設・増改築

補 助 率 基金事業の補助対象基準額を超える額の 1/2 (政令市を除く)

「補助限度額〕定員1人あたり2,800千円



[モデルケースでのイメージ (定員 90 名、総事業費 252,000 千円・創設)]

基金事業の補助基準を超える

92,000 千円

基金事業の補助基準額 160,000 千円

県(県加算)	事業者	
46,000(1/2)	46,000(1/2)	
県(国基金)	市町村	事業者
80,000	40,000	40,000
(1/2)	(1/4)	(1/4)

担当課・問い合わせ先健康福祉部児童家庭課

放課後児童健全育成事業

予算額 1,757,600千円 (② 1,538,000千円)

1 事業の目的・概要

児童の健全な育成を図るため、仕事などで保護者が昼間家庭にいない児童の生活や遊びの場となる「放課後児童クラブ」を実施する市町村の運営費及び施設・設備の整備費等に対して助成します。

2 事業内容

○ 放課後児童健全育成事業 1,490,600千円(② 1,347,000千円)

[補助対象] 原則として開設日数250日以上、登録児童数10人以上の放課後児童クラブ [補 助 率] 国1/3・県1/3・市町村1/3 (政令・中核市を除く)

- (1) **放課後児童健全育成事業** 1,308,000千円 (51市町村629クラブ) 放課後児童クラブの運営に要する経費に対して助成します。
- (2) 放課後児童クラブ支援事業 182,600千円 (27市町村)
 - ① 遊びの指導や自然観察などの体験活動を行うボランティアの派遣
 - ② 放課後児童指導員に対する健康診断の実施
 - ③ 障害児受入のための専門知識を有する指導員の確保等に要する経費に対して助成します。



○ 放課後児童クラブ施設・設備整備事業 267,000千円(② 191,000千円)

[補 助 率] 国1/3・県1/3・市町村1/3 (政令・中核市を除く)

- (1) **放課後児童クラブ施設整備費補助** 222,000千円 (17か所) 放課後児童クラブの整備に要する費用に対して助成します。
- (2) 放課後子ども環境整備事業 18,000千円 (14事業)
 - ① 放課後児童クラブを実施するための小学校の余裕教室等の改修や設備の設置等
 - ② 放課後児童クラブを実施するために必要な備品購入や設備の更新等
 - ③ 障害児を受け入れるために必要な改修や設備の設置等に要する経費に対して助成します。



(3) 児童館施設整備費補助 27,000千円 (3施設)

児童館の整備や初年度の設備整備費等に要する経費に対し助成します。

担当課・問い合わせ先 健康福祉部児童家庭課 043-223-2317

私立学校経常費補助事業

予算額 34,361,222千円 (② 33,597,670千円)

1 事業の目的・概要

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営費に対し助成を行います。

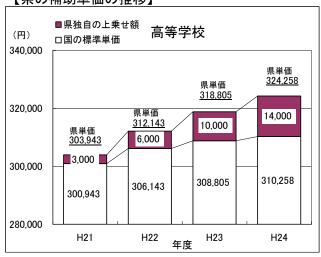
2 事業内容

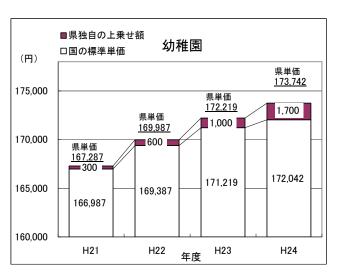
学校法人の教育に要する経常的経費に対し、生徒1人当りの国標準単価を基本として助成します。 また、高等学校・幼稚園については県独自で補助単価を上乗せ(高校+14,000円、幼稚園+1,700円) し、経常費補助の拡充を図ります。

H24年度生徒1人当りの補助単価

学種	国の標準単価A	県独自の上乗せ額B	県の補助単価A+B
高等学校	310,258 円	14,000 円	324, 258 円
中学校	302,933 円		302,933 円
小学校	301,331 円	_	301,331 円
幼稚園	172,042 円	1,700 円	173,742 円

【県の補助単価の推移】





担当課・問い合わせ先 総務部学事課 043-223-2083

高等学校特別支援教育支援員配置事業【新規】

予算額 12,700 千円

1 事業の目的・概要

県立高等学校において、生活全般の介助を必要とする生徒への適切な支援を行うために、 「特別支援教育支援員」を配置します。

2 事業内容



[支援の対象]

県立高等学校に在籍し、生活全般の介助など特別な支援を必要とする生徒

[支援の内容]

- ① 基本的生活習慣確立のための学校生活上の介助
 - ・必要に応じて身の周りの介助を行い、一人でできる部分は見守り励ます 等
- ② 学習活動、教室間移動等における介助
 - ・教員の指導補助として、制作、調理、筆記等の補助を行う。
 - ・車椅子の生徒が学習の場所を移動する際に、必要に応じて車椅子を押す 等
- ③ 当該生徒の健康・安全の配慮及び確保
 - ・当該生徒の健康状態を常に把握するとともに、危険防止のための安全の配慮と確保 に努める 等
- ④ 体育祭、校外学習等の学校行事における介助
 - ・慣れてない場面や場所での移動や乗り物への乗降を介助する 等
- ⑤ 周囲の生徒等へ障害理解の促進
 - ・支援を必要とする生徒への適切な接し方を、担任と協力しながら周囲の生徒等に 伝える 等

期待される成果

支援員を配置することで、個別のニーズに応じた介助や支援が可能となり、 生徒が安心して学校生活を送ることができる。また、適切な支援により、生徒 の持てる力を高めることができる。

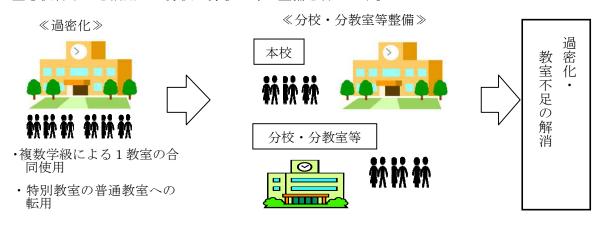
> 担当課・問い合わせ先 教育庁 特別支援教育課 043-223-4050

特別支援学校分校・分教室等整備事業

予算額 231,550千円 (② 151,077千円)

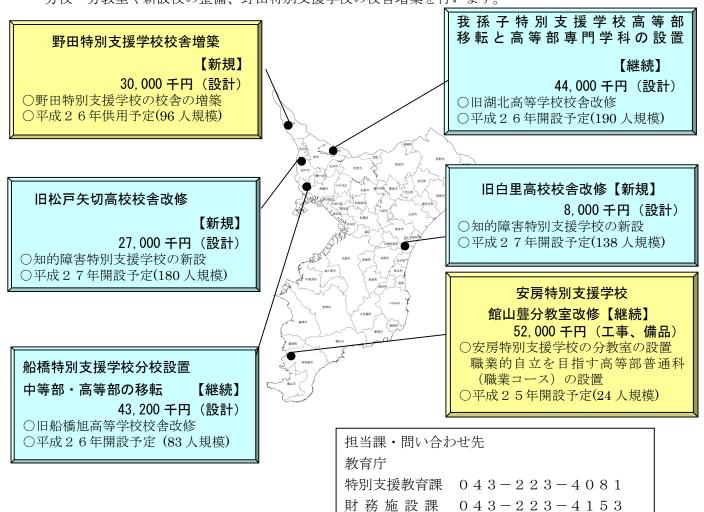
1 事業の目的・概要

県立特別支援学校の児童生徒の増加等に伴う過密化・教室不足に対応するため、県立高等学校の空き校舎などを活用した分校・分教室等の整備を行います。



2 事業内容

統合後の高等学校の空き校舎及び館山聾分教室を改修し、船橋、我孫子、安房の各特別支援学校の 分校・分教室や新設校の整備、野田特別支援学校の校舎増築を行います。



富浦学園施設整備事業

予算額 441,000 千円 (② 190,100 千円)

1 事業の目的・概要

老朽化・狭隘化が著しい県立児童養護施設「富浦学園」の居住環境の改善等を図るため、 建替えを行います。(平成25年3月供用開始予定)

2 事業内容

○ 富浦学園施設整備事業 441,000 千円 (② 190,100 千円)

富浦学園内敷地に、40 名規模の施設(家庭的な小規模ケアを基本とする複数のユニットからなる施設)を建替えにより整備します。

[整備内容] 延床面積: 1,994.19 m²

管理棟:RC造2階建

〔事務室、親子生活訓練室、地域交流スペース、相談室等〕

児 童 棟:木造 2階建(小規模ユニット5×8名定員)

〔1人部屋、2人部屋、食堂、浴室、洗面所、トイレ等〕

[総事業費] 8億46百万円

[年次計画] 平成 21 年度 基本設計

平成 22 年度 実施設計 平成 23~24 年度 管理棟建設

平成24年度 旧管理棟解体、居住棟建設

平成 25 年度 旧居住棟解体



担当課・問い合わせ先 健康福祉部児童家庭課

043 - 223 - 2322

児童養護施設整備促進事業

予算額 433,223 千円 (② 230 千円)

1 事業の目的・概要

要保護児童数の増加に対応するため、公募により選定された設置事業者に、国の交付金と併せて県単独の補助を行い、緊急的に児童養護施設の整備を促進します。

(平成25年4月開設予定)

2 事業内容

○ 児童養護施設整備促進事業 433,223 千円 (② 230 千円)

[補助対象] 児童養護施設

[整備内容] 定員 40 名×2 施設 小規模によるケアを行う施設

[補 助 率] 児童福祉施設等整備費補助金の補助基準額に対し、以下の補助率で助成 国 1/2・県 1/4 (通常分)・県 1/8 (緊急整備分)・事業者 1/8 ただし、補助額は総事業費の 3/4 以下とする。

[年次計画] 平成23年度 設置事業者の公募・選定(2法人選定済)

平成24年度 施設整備 平成25年度 開所予定



〔公募結果〕

[応募者]4事業者

「選定事業者」2事業者

事業者名	社会福祉法人 生活クラブ	社会福祉法人 博和会
設置予定地	君津市	袖ヶ浦市
入所定員	40 人	40 人

担当課・問い合わせ先 健康福祉部児童家庭課 043-223-2322

子ども・若者育成支援推進事業【新規】

予算額 11,388千円

1 事業の目的・概要

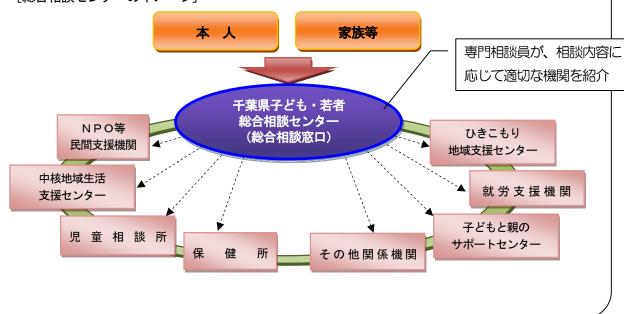
ひきこもりやニート、不登校といった、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者の 問題に対して、「千葉県子ども・若者支援協議会」を中心に各支援機関が連携して取り組み、きめ細か な支援や支援機関の人材の育成を実施します。

2 事業内容

(1) (仮称) 千葉県子ども・若者総合相談センター設置事業 10,875千円

子ども・若者の抱える様々な問題に対し、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関の紹介を行う ワンストップ相談窓口として、「(仮称) 千葉県子ども・若者総合相談センター」を設置します。

[総合相談センターのイメージ]



(2) 子ども・若者支援に携わる人材養成事業等 513千円

困難を抱える子ども・若者を適切に支援できる人材を育成するため、各支援機関の職員等を 対象とした講習会を開催します。

※「千葉県子ども・若者支援協議会」

子ども・若者への支援を効果的かつ円滑に実施するため、児童相談所、保健所、家庭裁判所、 警察、NPO団体等各支援機関のネットワーク機能を担っています。

> 担当課・問い合わせ先 環境生活部県民生活課 043-223-2288